

令和8年度 保内中学校部活動規約

- 1 本校の部活動は、本校の教育目標にのっとり、教育活動の一環として課外活動の立場で実施する。
- 2 活動の目的
 - (1) スポーツや文化活動を通して、心身の調和のとれた発達を促進する。
 - (2) 個々の生徒の能力・適性の把握に努め、人格の形成を図る。
 - (3) 教師と生徒及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに、望ましい生活習慣を体得させる。
- 3 部の設置及び構成は次のとおりとする。
 - (1) 部活動は「ア 運動部」と「イ 文化部」とし、次の部を設ける。また、全教職員で指導に当たる。
(部活動の時間は生徒が活動しているので基本的に全教員が参加する。)
 - ア 運動部
男女…軟式野球、サッカー、水泳、剣道（拠点校）
男子…ソフトテニス、バレーボール、卓球、バスケットボール（拠点校）
女子…ソフトテニス、バレーボール、卓球、バスケットボール
 - イ 文化部
男女…吹奏楽 創造
(陸上競技大会、駅伝大会については、その都度選手を選抜・募集して構成する。)
- ~~(2) 全員部活動制を原則とする。~~
 - (3) 部の構成及び廃止については、今後数年間の生徒数の動向を見据えた上で検討していく。
 - (4) 入部については、生徒本人の希望を第一とし、保護者の同意を得ることとする。ただし、入部希望に偏りがあり、活動が困難な部がある場合には、部活動主任・学年部・顧問で調整を試みる。
 - (5) 転部については、身体的理由や家庭の事情等の理由で希望があった場合、該当する部の顧問及び学年主任等の協議の上これを認める。
 - (6) 各部には次の責任者を置く。
主将(部長) 1名 副主将(副部長) 若干名
 - (7) 部活動の地域以降への八幡浜市の取り組みを鑑み、拠点校部活動への参加を配慮し、柔軟に対応していく。
- 4 部の活動及び運営は次のとおりとする。
 - (1) 対外(練習)試合・遠征については、学校長が必要と認めたものに限る。
 - (2) 活動費は、生徒活動費を持って当てる。生徒の自己負担の場合もある。(協会の個人登録料等)
 - (3) 活動時間については、次を目安とする。
 - ア 平日

○ 4月	18:00活動終了、18:15完全下校
○ 5～9月	18:15活動終了、18:30完全下校
○ 9月(運動会終了後)	18:00活動終了 18:15完全下校
○ 10月	17:15活動終了 17:30完全下校
○ 11月(文化祭終了後)～1月	16:50活動終了、17:05完全下校
○ 2月	17:30活動終了、17:45完全下校
○ 3月	17:45活動終了、18:00完全下校
 - イ 土曜日・日曜日、祝祭日、長期休業等
○ 8:30開始、11:30活動終了、11:50完全下校(天候や日没時刻により変更あり。)
 - (4) 原則として、毎週水曜日及び土曜・日曜日のどちらかを休日とする。(大会等が入った場合は別日に休日を設ける。)
 - (5) 朝練習は原則として実施しない。
 - (6) 学校行事等で活動を中止することがある。
 - (7) 大会等の場合を除き、地域の行事や公民館活動等を優先する。
 - (8) 大会等(県大会に通じる大会)については、「対外運動競技参加承認申請書」を2部、「対外運動競技結果報告書」を1部市教育委員会へ提出する。(別紙参照)→職員室前のファイルに綴じる。
 - (9) 練習着・ウィンドブレーカー等を購入する場合は、保護者の経済的な負担にならないよう配慮し、校長の承認を得ることとする。